

## 八戸市の地方公務員法を適用した学校獣医師制度

山内正孝

全国各地で学校飼育動物の飼育支援のため、自治体と獣医師会が連携して事業が行われております。その形態は様々ですが、多くは委託契約によるものであります。

私ども、青森県三八支部獣医師会では、学校動物飼育支援事業を平成13年から実施しておりますが、実施前1～2年間、数項目について八戸市教育委員会と協議検討をいたしました。

### ○ 学校飼育動物に関するアンケート及び実態調査

- ・どこの学校で、どんな動物が、どの程度飼育されているのか、飼育環境はどのような状況かを調査した。
- ・教育委員会と獣医師会合同で行った。
- ・その結果、獣医師のアドバイスが必要であるということになりました。

### ○ 支援事業をどのような型で行うか

- ・支援内容、予算、学校獣医師の位置づけ等
- ・中でも最も重点を置いたのが、獣医師の学校教育の現場における身分、位置づけであります。

支援事業が単年度事業であればこだわらないのですが、継続事業である以上、身分や災害補償等を明確にしておく必要があると思いました。

私は、学校獣医師を学校医、学校歯科医、学校薬剤師と同等程度の処遇となる制度の創設を教育委員会に要請いたしました。そこでネックになったのが根拠法であります。

学校医には昭和33年に制定された「学校保健法」という根拠があります。

私の要請に対し、根拠法がないため教育委員会では総務部や企画部と協議をし、地方公務員法を適用することになりました。

学校獣医師制度を市として条例化するためには、市に法制審議会を設置し検討しなければならず、しかも2～3年の期間を要することでした。それでは時間がかかり過ぎるので、地方公務員法に基づく現在の非常勤特別職公務員に関する条例に要綱として盛り込み、「八戸市学校獣医師任用等取扱要綱」を定め、条例と同等の効力を持たせることにな



りました。

こうしてスタートしたのが「八戸市学校獣医師制度」であります。

この制度は、「全国都市の特色ある施策集」として『わがまちの創意と工夫』に記載されており、八戸市議会事務局及び教育委員会によりますと、毎年7～8の都市の議員が調査、視察に来八されているとのことであります。

視察された方々が学校動物飼育に理解を深め、それぞれの都市で支援事業に取り組んで下さるよう期待しているところであります。

### ○ 八戸市学校獣医師制度の一年間の流れ

1. 年度末に、教育委員会と獣医師会とで年間の計画を協議。
2. 獣医師会から教育委員会へ学校獣医師9名の推薦を行う。
3. 新年度（例年5月上旬）八戸市庁において、教育長より学校獣医師全員に辞令交付、及び教育委員会と学校獣医師と協議（訪問指導日、指導内容等）これを踏まえ、教育委員会から各学校へ通知。
4. 学校獣医師と各学校の飼育担当教師との事前協議（7月下旬～8月上旬）（指導内容、各校の希望、指導日の決定）
5. 夏休み明け頃から訪問指導開始（おおむね10月末まで、学校を地域別に9ブロックにおいて、学校獣医師1名が4～6校を担当）
6. 「ふれあい指導」終了事後研修会（11月上旬、学校獣医師のみ）学校獣医師からの意見を取りまとめ、教育委員会へ報

告。

7. 学校飼育動物担当教師研修会（11月下旬，教育委員会，教師，獣医師）事例発表，講演，質疑応答。

8. 1月下旬～2月上旬，「学校飼育動物支援ネットワーク協議会」（教育委員会，学校，PTA，獣医師会）を開催『成果と課題』について協議。

以上が一年間の流れですが，この他に，支援事業を補完する形で，9月の動物愛護週間をメインに希望校に対し「出前乗馬体験」事業（年間12～15校，1,200名～1,500名）を実施（ポニーを2～3頭学校へ輸送し，授業やバザー等で乗馬体験，写生等）体験後，子ども達は感想文や絵を獣医師会へ送ってきます。

また，9月20日の動物愛護週間の時期，動物慰霊祭を行った後，懇談会を開催し，市長，教育長，保健所長，家畜保健衛生所長等行政の出席のもと，学校飼育動物優良校（3～5校）を学校獣医師の推薦により表彰しております（校長，飼育担当，児童出席）

昨年は7月23日，日小獣のご指導ご支援をいただき，青森県，八戸市，全国学校飼育動物研究会等の後援のもと，学校飼育動物市民公開講座を開催することができました。

ご協力いただきました関係者各位に感謝を申し上げます。

### ○ 今後の課題

～6年目を迎え～

- ・学校による温度差
- ・人と動物の共通感染症への不安解消策
- ・教員異動による飼育管理への影響

### ○引き継ぎ

今年，群馬県をはじめ，他の状況を参考に「ふれあい指導・管理マニュアル」を作成中であります。

学校飼育動物支援事業は，地域から県へ，県から国へと広がり必要性を痛感しております。いまこそ，法制化に向けた運動が展開されるべき時と考えております。

最後に，全国市議長会で編集した全国都市の特色ある施策集「わがまちの創意と工夫」に記載されております八戸市学校獣医師制度及び八戸市学校獣医師任用等取扱要綱をご紹介します。

### ○ 「八戸市学校獣医師制度」－学校飼育動物ネットワーク支援－

・担当課：八戸市総合教育センター 開始：平成13年度

・目的：常に健康な小動物とのふれあいをおして，幼児児童に豊かな心をはぐくむために学校飼育動物の飼育管理等について，地域の獣医師（八戸市学校獣医師）と連携したネットワークの構築を図る。

・特色：幼児児童の豊かな心をはぐくむ上で各学校と獣医師との継続的な連携が重要であることから，当市では地域の獣医師を学校獣医師として任用するために八戸市学校獣医師任用等取扱要綱を定めている。学校獣医師は学校教育の一環として，学校飼育動物とのふれあい指導と適切な飼育管理方法等の指導助言を行っている。各学校からは，小動物をいたわる心をはぐくまれてきた。獣医師への尊敬の念が高まった等の成果があげられている。

・課題：軌道に乗りつつあるが，保護者や学校・獣医師と連携してさらに事業を充実させていきたい。

### ○ 八戸市学校獣医師任用等取扱要綱

#### 第1 目的

八戸市立幼稚園・小学校において幼児・児童の豊かな心をはぐくむための実地相談指導を行い，動物愛護の精神を養うとともに，学校飼育動物の飼育管理法の向上に資するため，八戸市学校獣医師（以下「学校獣医師」という。）を設置する。

#### 第2 身分

学校獣医師は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

#### 第3 職務

学校獣医師は，第1に掲げる目的を達成するため，八戸市立幼稚園・小学校に在籍する幼児・児童ならびに教職員等を対象とした次に示す業務に従事する。

(1) 学校教育の一環として，幼児・児童に豊かな心（思いやりの心，動物愛護・生命尊重の態度等）をはぐくむために，学校飼育動物とのふれあい指導を行う。

(2) 学校飼育動物の適切な飼育管理方法等

の指導・助言等を行う。

#### 第4 任用

八戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、次に掲げる条件を満たすものを学校獣医師として任用するものとする。

- (1) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に基づく免許を有していること。
- (2) 第3に掲げる職務を遂行する熱意と見識を有していると認められるものであること。
- (3) 学校獣医師の任用は、委嘱状（様式1）を交付して行う。

#### 第5 任期

- (1) 学校獣医師の任期は1年以内とし、更新を妨げない。
- (2) 年度途中の採用者の任期は、当該年度の3月末日までとする。

#### 第6 勤務態様

学校獣医師の勤務態様は次のとおりとする。

- (1) 学校への訪問指導は、1校あたり年1回とする。
- (2) 勤務時間は1日4時間以内とする。
- (3) 勤務日は、教育長が別途定める。

#### 第7 解職

教育長は、学校獣医師が次の各号の一に該当する場合は、その職を解くことができるものとする。

- (1) 自己の都合により退職を申し出た場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またこれに堪えられないと認め

られる場合

- (3) 学校獣医師として必要な適格性を欠く場合、又はふさわしくない行為のあった場合

- (4) その他教育長が必要と認めた場合

#### 第8 服務

学校獣医師は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 教育長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 八戸市の非常勤勤務職員として信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
- (4) 職務の遂行に当たっては、宗教活動及び政治活動を行ってはならない。

#### 第9 報酬

報酬の額は別に定める。

#### 第10 公務災害補償

学校獣医師の公務上の災害または通勤による災害に対する補償は、八戸市非常勤特別職の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年八戸市条例第41号）を適用する。

#### 第11 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

（青森県三八支部獣医師会長）

